

三次市体育施設
(三次市吉舎B & G海洋センター他 1 施設)
指定管理者業務仕様書

令和8年6月
広島県三次市

三次市体育施設（三次市吉舎B & G海洋センター他1施設）指定管理者 仕様書

三次市体育施設（三次市吉舎B & G海洋センター他1施設）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、三次市体育施設（三次市吉舎B & G海洋センター他1施設、以下「体育施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 体育施設の管理に関する基本的な考え方

体育施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 体育施設については、三次市B & G海洋センター設置及び管理条例（平成16年条例第131号、以下「海洋センター条例」という。）第1条及び三次市体育施設設置及び管理条例（平成16年条例第128号、以下「体育施設条例」という。）第1条に規定されている当該施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を行うこと。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 体育施設の所在地及び名称

- (1) 三次市吉舎B & G海洋センター
 - ・施設の所在地 三次市吉舎町三玉522番地1
- (2) 吉舎テニスコート（含夜間照明施設）
 - ・施設の所在地 三次市吉舎町三玉525番地1

4 法令等の遵守

体育施設の管理にあたり、この仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 海洋センター条例及び体育施設条例
- (3) 海洋センター条例施行規則及び体育施設条例施行規則

指定期間中に前3項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 特記事項

- (1) 指定管理者は、体育施設の管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないが、清掃、設備点検といった個別の具体的業務を第三者へ委託することは可能であること。
- (2) 三次市との連携業務

行政財産の目的外使用許可など三次市（以下「市」という。）の決定権限に属する申請及び問い合わせがあった場合には、市と連携すること。

また、市が予算要求資料の作成など業務に必要な資料を求めたときは、関係資料等を提出すること。

6 運営及び維持管理業務の内容

体育施設の運営及び維持管理業務の内容については、次のとおりとする。（詳細は、別表を参照）

(1) 施設の運営及び維持管理に関すること

ア 業務の適正な履行のため、施設の運営に支障のないように職員を配置すること。なお、三次市吉舎B&G海洋センターは、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が定めている「B&G海洋性レクリエーション指導員配置に関する基準」に基づき、指導員を配置すること。

イ 施設を管理するにあたり、管理責任者を定め、統括的に業務を処理すること。また、法令等に基づく必要な資格を有する職員を配置すること。

ウ 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。

エ 職員として必要な知識経験を積むことができる研修等を実施すること。

オ 利用者の拡大を図るため、啓発活動を行うこと。

カ 体育施設の適正な管理のため、清掃をはじめ、消防設備、防災設備、空調設備、放送設備、照明器具等に関する保守管理を行うこと。

(2) 事業に関すること

ア スポーツの普及振興及び市民の健康、体力の増進を図るためスポーツ事業を実施すること。

イ 三次市吉舎B&G海洋センターは、アドバンスト・インストラクター又はアクア・インストラクター資格者による海洋性レクリエーション活動を実施すること。

ウ 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、中国ブロック地域海洋センター連絡協議会及び広島県地域海洋センター連絡協議会の開催する各種事業へ参画すること。

エ 事業の実施に際し、受講者から受講料等を徴収して事業経費に充てることのできる。

オ 指定期間中に事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。

(3) 施設の使用許可等に関すること

ア 施設の使用許可に関すること。（使用許可の取消し、変更許可等を含む）

イ 利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。

ウ 特別の設備又は特殊物品の搬入における許可に関すること。

エ 貸出備品等の使用許可及び承認に関すること。

オ 毎月の施設における利用形態、種目別の利用料金並びに利用者数の統計記録及び報告に関すること。

(4) その他

ア 緊急時対策、防犯、防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導をおこなう

こと。

イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

7 管理運営経費等について

- (1) 市は、指定管理料を事業年度（4月1日～3月31日）ごとに指定管理者に対し支払う。
- (2) 指定管理料には、人件費、管理費等体育施設の管理運営にかかるすべての費用を含むものとする。（ただし、大規模修繕等にかかる費用は除く。）
- (3) 事故及び自然災害など特別な場合を除き、原則として額の増額変更は認めない。
- (4) 收受する利用料金は指定管理者の収入とするが、経理については他の収入と明確に区分できるようにすること。

8 備品及び消耗品等の所有権

備品等については、市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。

指定管理者が自ら購入し、又は搬入し、保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、市に報告するものとする。

9 その他

- (1) 指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。
- (2) 指定管理者は、施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成すること。その場合あらかじめ市と協議すること。

別 表

1 三次市吉舎B&G海洋センター

項 目	業務の主な内容		回 数 等
施設 の 運 営	受付・許可 記録	受付、案内、許可、料金收受、利用状況 の統計記録	適宜（利用日以外の日を 除く）
	啓発	利用者拡大のための啓発活動	適宜
	事業	各種スポーツ事業の実施	年2回以上
施設 の 維 持 管 理 等	清掃	敷地内清掃、ごみ収集、運搬、搬出 草刈り	適宜（利用日以外の日を 除く）
	管理	アリーナ清掃・ワックス掛け	ワックス年1回以上
		消耗品類の補給、電灯・水道点検	適宜（利用日以外の日を 除く）
		便所清掃	毎日（利用日以外の日を 除く）
		体育館ガラス清掃	年1回
		プール清掃	年1回
		受水槽清掃	年1回
	消防設備保守点検	年2回	
施設警備	通年		

2 吉舎テニスコート（含夜間照明施設）

項 目	業務の主な内容		回 数 等
施設 の 運 営	受付・許可 記録	受付、案内、許可、料金收受、利用状況 の統計記録	適宜（利用日以外の日を 除く）
	啓発	利用者拡大のための啓発活動	適宜
	事業	各種スポーツ事業の実施	年1回以上
施設 の 維 持 管 理 等	清掃・管理	敷地内清掃、砂補充	適宜
	夜間照明設備保守点検		年1回
	施設警備（施錠、出入り口の開閉）		利用日

※ 官公庁への諸届の作成、点検記録簿・作業日誌の作成等付帯業務を含む。

※ 法令の定めのある場合は、それぞれ資格のある者に従事させること。